

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を公募する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 アメリカ合衆国ハワイ州への岡山県行政訪問団派遣業務
- (2) 業務内容 アメリカ合衆国ハワイ州への岡山県行政訪問団派遣業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」における大分類が「5 企画・製作」、小分類が「8 その他（旅行企画）」であること。
- (7) 日本からアメリカ合衆国への送客業務等の実績を有すること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称及び契約条項を示す場所

岡山県県民生活部国際課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

電話 (086) 226-7284 / FAX (086) 223-3615

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書等の配付

- ①配付期間 令和8年3月19日(木)から令和8年3月25日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②配付場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1026808.html>)

(2) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出

- ①提出期間 令和8年3月19日(木)から令和8年3月25日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着とする。)
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

(3) 技術提案参加資格要件の審査及び通知等

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和8年3月27日(金)までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、通知を受け取った日から起算して7日以内に、上記3の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

- ①受付期間 令和8年3月19日(木)から令和8年3月27日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②方法 「仕様書に対する質問・回答書」(様式第3号)によりFAX又はE-mailで提出すること。
- ③宛先 岡山県県民生活部国際課
FAX (086) 223-3615
E-mail : kokusai@pref.okayama.lg.jp
- ④回答方法 参加表明書を提出したすべての者に対してFAX又はE-mailにより回答する。

ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

- ⑤その他 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 技術提案書等の提出

- (1) 提出日時 令和8年3月30日(月) 午後5時必着
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ
- (3) 提出書類 ①技術提案書(様式第2号) 3部
②見積書(様式任意) 1部
- (4) 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)
- (5) 留意事項 技術提案書は、様式第2号記載の項目がすべて記載されていれば、第1頁を除き任意の様式(ただし、A4サイズに限る)でもよい。

6 技術提案書の審査

- (1) 審査方法
別途設置する選定委員会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。
- (2) 審査結果の通知方法
審査後、速やかに書面により通知する。

7 契約の作成・締結

- (1) 6で選定された者と随意契約による委託契約の締結手続きを行う。
- (2) 契約の締結に当たり作成する委託業務仕様書は、提出された技術提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されないものとする。
- (3) 委託業務仕様書作成のため、技術提案書の選定後に業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (4) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (5) 業務委託契約書作成を要する。
- (6) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。

8 その他

- (1) 提出期間内に技術提案参加資格確認申請書を提出しない者(提出場所に到達しなかった者を含む。)は、技術提案書を提出することができないものとする。
- (2) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

- (3) 提出された技術提案参加資格確認申請書、技術提案書、見積書及び添付書類は返却しない。
- (4) 県は、提出された技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書を、技術提案の選定手続き以外に、提出者に無断で使用しないこととする。
- (5) 技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案参加資格確認申請書及び技術提案を無効とする。
- (6) 提出後における技術提案参加資格確認申請書、技術提案書及び見積書の差し替え及び再提出は認めないこととする。